

令和元年6月13日現在

機関番号：16401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16923

研究課題名(和文)戦後初期のドイツ専門裁判所における私人間効力論の展開 リュート判決を軸として

研究課題名(英文)The effect of constitutional law between private subjects at Japanese and German courts in the early postwar years

研究代表者

岡田 健一郎 (OKADA, Kenichiro)

高知大学・教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門・准教授

研究者番号：70632454

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本課題で明らかになったのは以下の3点である。
 (1)日本の裁判所は三菱樹脂事件最高裁判決(1973年)以前においても、憲法の私人間効力論に関して間接効力説的な手法をしばしば判決で用いてきた。(2)その主たる理由は、間接効力説が裁判所に比較的広範な裁量を与えるためだと推測される。(3)日本ではドイツと異なり裁判所に複数の系列が存在しないため、私人間効力論に関する解釈枠組みを早く確立する動機が裁判所に生まれにくかった、ということが予想される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の憲法学は私人間効力論につき、いかなる説が妥当かという憲法解釈論の視点から検討することが多かったと思われる。それに対し本課題では、日本の裁判所が私人間効力論に関していかなる理由から間接効力説を採用するに至ったか、また、なぜドイツと日本では正面から私人間効力に関する判断を下した時期に差が生じたのか、という問題につき、狭義の憲法解釈論とは異なる視点から検討を行った。
 これにより、日本における私人間効力論の今後の展開および社会的影響を予測し、そこに憲法をはじめとする学説がどのような関与をすべきか/すべきでないのか、について考える手がかりを得ることができたと思われる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I have analyzed “the effect of constitutional law between private subjects” (in Germany: Drittwirkung der Grundrechte) at courts and theories in the early postwar years in Japan and West Germany. The conclusion of this study is as follows.

(1) Japanese courts often used indirect-effect-theory (in Germany: unmittelbare Wirkung) before “Mitsubishi Jushi (Mitsubishi Plastics) case (1973)”. (2) Reason for that is indirect-effect-theory allows Japanese courts a wide range of discretion for judgement. (3) Japanese courts lacked motivation to declare early which theory about “the effect of constitutional law between private subjects” is appropriate, because there are only ordinary judicial courts in Japan.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 私人間効力 日本 ドイツ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本における私人間効力論の過去と現在

基本権が私人間にも適用されるのか(基本権を私人が私人に対して主張できるのか)という「基本権の私人間(第三者)効力論」は、1973年には間接効力説に立つとされる三菱樹脂事件・最高裁判決が出たことにより判例上は一応の決着がついた。だがその後も、特に1990年代以降は、小山剛らに紹介されたドイツの基本権保護義務論による間接効力説の再構成、高橋和之による無効力説、憲法の最高法規性を重視した君塚正臣らによる新間接効力説などが登場している。

(2) 日本で参照されてきたドイツの私人間効力論

さて、日本の私人間効力論は、憲法学における他の多くのテーマと同様、海外の学説・判例を大いに参照して形成・展開されてきた。その中でも、アメリカの議論(とりわけステイト・アクション法理)と並び、ドイツの議論は日本の私人間効力論に大きな影響を与えてきた。

ドイツの私人間効力論では、ニッパダイらによる直接効力説、デュリヒラをはじめとする間接効力説、そして判例では連邦憲法裁判所による1958年のリュート判決などが日本ではしばしば参照され、日本の学説形成に利用されてきた。また、1975年には連邦憲法裁判所の第一次墮胎判決を機に基本権保護義務論がドイツの判例・学説で承認され、日本の私人間効力論にも影響を与えている。

(3) 本課題を着想するに至った理由

研究代表者は私人間効力論、とりわけ基本権保護義務論に関心を持ち、ドイツにおいてその根拠の一つとされる「国家の暴力独占(das staatliche Gewaltmonopol)」論について検討を進めてきた。そして、引き続きドイツの私人間効力論を検討していく中で以下の点へ注目するに至った。

すなわち「日本の憲法学は非常に限定した範囲・視点でドイツの私人間効力論を利用してきた」といえる。日本の憲法学説は主として(1)憲法学説および連邦憲法裁判所の判決を、(2)憲法解釈論の視点から参照してきた。これは憲法解釈論の視点からすれば、実に自然な利用の仕方であろう。なぜなら(1)(2)こそが、現在ドイツの憲法学および裁判所で通用している、憲法解釈論としての私人間効力論の内容そのものだからだ。

逆にいえば、(A)連邦憲法裁判所以外の判決(特に連邦通常裁判所と連邦労働裁判所)における私人間効力論を(B)憲法解釈論だけでなく司法政治学の視点からも検討することは、日本では積極的に行われてこなかった。研究代表者が本課題で取り組もうとしたのはこの点であった。

2. 研究の目的

本課題では以下の3点を明らかにすることを目的としていた。

(1) 主として戦後初期からリュート判決前後に至る、憲法以外の学説(特に民法と労働法)における私人間効力論を整理する。

(2) 連邦憲法裁判所以外の裁判所(特に連邦通常裁判所と連邦労働裁判所)の私人間効力論について、直接効力説から間接効力説へ変更した時期までの判例を整理する。

(3) 以上の結果を踏まえて、憲法学説や連邦憲法裁判所とその他の裁判所・学説がどのような相互影響関係にあったのかを、主として戦後初期からリュート判決の前後までの時期に関して明らかにする。

3. 研究の方法

当初、本課題は以下の方法で進めることを予定していた。

(準備段階)私人間効力に関する日本の学説の整理、および研究基盤の整備

まずは戦後日本の憲法学における私人間効力論を、とりわけドイツの議論の紹介・受容に焦点を当てて整理していく(したがって、1950~60年代の日本の学説が整理の主な対象となる)。

また、コンメンタールやデータベース、日独の基本文献の収集・整備を行う。

(第一段階) ドイツの憲法以外の学説(特に民法と労働法)における私人間効力論の整理・分析

続いて、1940~60年代を中心とした、ドイツの民法・労働法学説における私人間効力論の整理を行っていく。従来検討されてきたのはニッパードライなど一部の学説に限られてきたが、もう少し他の学説にも視野を広げて、当時の憲法以外の分野での議論状況を確認する。

(第二段階) 連邦憲法裁以外の裁判所の私人間効力論に関する判例の整理・分析

さらに、連邦憲法裁以外の裁判所、とりわけ連邦通常裁と連邦労働裁の判例が私人間効力論をどのように扱ってきたのかを整理する。従来、連邦通常裁は一般的人格権、連邦労働裁は平等原則を重視してきたとされるが、他にはどのような基本権を問題としてきたのか、また、なぜ各裁判所がそれぞれの基本権を重視するに至ったのか、についても調査を進める(例えば、連邦通常裁は意見表明の自由をどのように考えていたのか、など)。

(第三段階) 私人間効力に関する、各裁判所と学説間における相互影響関係の解明

これまでの議論を踏まえ、司法政治学的手法を用いて、各裁判所ならびに憲法・民法・労働法などの学説間で、私人間効力論に関しどのような相互作用があったのか(支持、協働、修正、対立など)そして私人間効力論が連邦憲法裁以外の裁判所にいかなる影響を与えたかについて検討を行う。そしてその結果を元に、今後の日本で私人間効力論がどのように展開するか、そして、学説がそこにどのように関与・貢献すべきかを考えていく。

しかしながら本課題は、当初は準備段階として考えていた1950~60年代の日本の判例・学説に大部分の時間を使うこととなった。具体的には、東京急行事件(1951年)十勝女子商業事件(1952年)などを中心に、判例・学説が私人間における紛争をどのように「憲法の私人間効力」の問題として構成しようとしたのか(あるいは、構成しなかったのか)につき検討を行った(言い換えれば、判例・学説が私人間の法的紛争の中に私人間効力論を「発見」するプロセスの検討を行った)。

4. 研究成果

本課題は、ドイツにおける基本権の私人間効力論の展開に関し、連邦憲法裁とその他の専門裁判所および学説との間でどのような相互の影響関係があったのかという問題につき、憲法解釈論や司法政治学の視点から検討を行うというものであった。しかしその前提としての日本の私人間効力論の整理・検討に時間をとられ、その検討だけで大部分の研究期間が終了することになった。その成果の概要は以下の2点である。

(1) 戦後日本における私人間効力論は、三菱樹脂事件において最高裁(1973年)が間接効力説を採用したことで決着したと考えられている。だが私人間での基本権侵害といえる事例は戦後直後から取り扱われていた。それらの事例を見ると、裁判所は当初から民法上の一般条項などの解釈に憲法を反映させる間接効力説の形をとることが多かった。その大きな要因としては「使い勝手の良さ」が考えられる。しばしば、日本の裁判所は柔軟な解決を可能とする判断枠組みを好む傾向にあると指摘されているが、それは私人間効力問題においても同様といえよう。

すなわち、直接効力説では判決が基本権によって縛られやすくなり、他方、無効力説では基本権を判決に反映させることが難しくなる。したがって事案によって基本権を使う/使わない、あるいはその程度を裁判所がコントロールしやすい間接効力説を裁判所が選択することは自然だったといえる(この点はドイツの裁判所も同様であろう)。

(2) また、日本には通常裁判所の系列しか存在しないが、ドイツでは裁判所に複数の系列が存在しているため、連邦憲法裁が介入するには当該事件に憲法問題が含まれる必要があり、私人間効力論を早い時期に確立する必要があったと考えられる。他方、日本ではその必要がなかったため、私人間効力に関する解釈枠組みを早く確立する動機が裁判所(とりわけ最高裁)に生まれにくかったと思われる。三菱樹脂事件がその舞台に選ばれたのは、学説内での議論の高まりや、当該事件への世論の関心の高まりなどが組み合わさったことが理由ではないか、というのが研究代表者のさしあたりの推測である。

今後は上記の成果を踏まえ、日本とドイツにおける判例・学説の比較検討を引き続き進めていく予定である。今後もドイツの私人間効力論がいかなる政治的背景の下、どのようなアクタ

ーにより、どのように展開していったのかを明らかにすることを通じて、日本における私人間効力論の今後の展開および社会的影響を予測し、そこに憲法をはじめとする学説がどのような関与をすべきか/すべきでないのか、について検討していきたい。とりわけ裁判所の憲法判断が「活性化」していると評される今だからこそ、この問題に腰を据え、歴史的・政治学的なアプローチから取り組んでいく必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

岡田健一郎、ドイツの銃規制と基本権保護義務 憲法の私人間効力を考える一視点、高知法学研究会、2017

岡田健一郎、ドイツ公法学における「国家の暴力独占」論と基本権保護義務論 ドイツ連邦憲法裁判所・武器法決定を素材として、民主主義科学者協会法律部会・憲法分科会・夏合宿、2015

〔図書〕(計1件)

佐々木弘通、宍戸常寿(編著)、岡田健一郎 他(著)、弘文堂、現代社会と憲法学、2015、105-120

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし。

6. 研究組織

(1)研究分担者
なし。

(2)研究協力者
なし。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。